

中部運輸局自動車交通部

令和7年7月30日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局 自動車交通部 自動車監査官
田中、中野 TEL 052-952-8038
静岡運輸支局 輸送・監査担当
金森、吉住 TEL 054-261-1191

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 事業者の氏名又は名称、住所

事業者名：株式会社 エーシー物流
(代表者：今田 政志)

住 所：静岡県浜松市中央区植松町62番地の4

2. 行政処分等の概要

- ・本社営業所（静岡県浜松市中央区飯田町532番地の4）
処 分 日：令和7年7月30日
処分内容：① 事業停止処分30日間
② 車両使用停止処分260日車
(17両を14日間、1両を22日間の使用停止)
③ 文書警告
④ 輸送の安全確保命令
- ・稲沢営業所（愛知県稲沢市祖父江町森上本郷839-1-203号）
処 分 日：令和7年7月30日
処分内容：① 事業停止処分3日間
- ・みよし営業所（愛知県みよし市三好丘一丁目3番地3-101号）
処 分 日：令和7年7月30日
処分内容：① 事業停止処分3日間

3. 監査端緒

当該事業者に対し、法令違反が疑われる情報が寄せられたことを端緒として、本社営業所に対する監査を実施。

4. 主な違反内容及び違反条項

- (1) 一般貨物自動車運送事業の名義を他人に一般貨物自動車運送事業のために利用させていた。
(貨物自動車運送事業法第28条第1項)
- (2) 認可を受けないで、自動車車庫を設置していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (3) 認可を受けないで、乗務員の休憩又は睡眠のための施設を位置変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第1項)
- (4) 届出を行わず、中部運輸局長が指定する区域内に営業所を位置変更していた。
(貨物自動車運送事業法第9条第3項)
- (5) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)
- (6) 点呼を実施していなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)
- (7) 点呼の記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (8) 点呼の記録の記載事項等が不適切であった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (9) 点呼の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)
- (10) 業務の記録に事実と異なる記載をしていた。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)
- (11) 運行記録計による記録をしていなかった。
(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(12) 運行記録計による記録に事実と異なる記録をしていた。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(13) 運行指示書を作成していなかった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)

(14) 運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)

(15) 業務の適確な処理及び運行管理規程の遵守について、運行管理者に対する指導及び監督が不適切であった。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)

(16) 事業報告書を提出していなかった。

(貨物自動車運送事業法第60条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

- ・当該行政処分により付された違反点数 56点
- ・当該事業者が付された累積違反点数 56点